

## エアゾール缶★は回収ボックスへ

☎ 地域振興課 環境衛生係 ☎ 932-1438 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線217)

4月1日(水)から、使い終わったエアゾール缶の出し方が変わっています。新しい出し方をもう一度確認いただき、ご協力をお願いします。

★エアゾール缶…ガスボンベ缶、ヘアスプレー、塗料スプレー、殺虫剤、室内消臭剤などのスプレー缶



- ▶ ゴミ出し日 随時(エアゾール缶のみ)
- ▶ 場 所 須恵町役場、アザレアホール須恵、各行政区の公民館、集会所などに設置された回収ボックス  
※ 詳しい場所は、須恵町ホームページに掲載している地図をご確認ください。→
- ▶ 出 方 缶の中身を出し切って、回収ボックスに出す



- エアゾール缶の回収ボックスです。他のごみは入れないでください。
- エアゾール缶回収ボックスに、破損やその他の異常を発見したとき、または収集について相談や質問などがありましたら、地域振興課 環境・衛生係までご連絡ください。



## リサイクルボックス(古着)の利用中止について

☎ 地域振興課 環境衛生係 ☎ 932-1438 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線217)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う古着の需要低迷のため、引き取り先の保管場所が確保できなくなりましたので、7月から当分の間、古着のリサイクルボックスの利用を中止しています。再度受け入れが可能になりましたら、広報・ホームページなどでお知らせします。今後の古着の取り扱いは、ご家庭で保管するか、ごみとして捨てる場合は、金具がついているものは燃えないごみ、ついていない物は60cm程度に切って燃えるごみとして出してください。

☎…問い合わせ先

## 社会保険労務士による出張年金相談所を開設しています 完全予約制

☎ 住民課 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線115)

社会保険労務士会では、日本年金機構からの委託により、予約制にて年金受給に関する相談や裁定請求書の受付(障害年金を除く)に応じています。完全予約制となりますので、前日までにお電話にてご予約をお願いします。

- ▶ 日 時 毎月第2・第4火曜 9時30分～16時(12時～13時を除く)  
※火曜が祝日の場合と生涯学習2号館が休館の場合は開設されません。
  - ▶ 場 所 志免町志免中央1-1-1  
西鉄バス「志免役場前」下車徒歩1分  
生涯学習2号館 第2会議室
  - ▶ 内 容 年金受給に関する相談・年金請求書の受付
- ☎ 東福岡年金事務所 ☎ 651-7967  
※音声案内後、1番を押し、次の音声案内後2番を押します。  
※音声案内の途中でも番号を押すことができます。  
※志免町役場・生涯学習2号館では予約できません。  
※電話は相談会場にはつながりません。

## 社会教育施設(大ホール)利用再開のお知らせ

☎ 社会教育課 ☎ 934-0030 (ダイヤルイン)

9月1日(火)から、アザレアホール須恵 大ホール(舞台および客席)の利用を再開します。ただし、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、国のガイドラインに基づき、利用の条件(利用人数の制限やホール利用ガイドラインおよび誓約書の提出など)を設けています。感染予防のため、すべての利用者のご理解とご協力をお願いします。

### 感染予防のために、できること



## 高齢者を対象とした医療制度説明会を中止します

☎ 住民課 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線116)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の説明会を中止します。

### 対象となる説明会

- 70歳到達予定者のための医療制度説明会
- 後期高齢者医療説明会
- ▶ 日にち 8月25日(火)
- ▶ 対象者 **70歳到達予定者のための医療制度説明会**  
(国民健康保険加入者のみ)  
昭和25年8月2日～昭和25年9月1日生まれの人  
**後期高齢者医療説明会**  
昭和20年9月1日～昭和20年9月30日生まれの人

## 「下水道展2020」開催中止のお知らせ

☎ 上下水道課 ☎ 932-1445 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線265)

本年9月13日(日)に多々良川浄化センターで開催を予定していました「下水道展2020」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止します。開催を楽しみにして下さっていた皆さんには、急なご案内となりご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

☎ 多々良川浄化センター ☎ 939-3413

## 国民年金保険料 産前産後期間の免除制度

☎ 住民課 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線115)

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した場合、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

- ▶ 国民年金保険料が免除される期間  
産前産後期間(出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間)
- ※ 双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間になります。
- ※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産を指します。(死産、流産、早産された場合を含む)
- ▶ 対象者 「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の人
- ▶ 申請方法 住民課 国民年金係の窓口で申請
- ※ 出産予定日の6か月前から申請できます。出産予定日を確認しますので、母子手帳をお持ちください。出産後も申請できます。

☎…問い合わせ先